

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童扶養手当関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、児童扶養手当関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

本評価書では以下の略称を用いています。
「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
「主務省令①」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年／内閣府／総務省令第5号）

評価実施機関名

長岡市長

公表日

令和6年6月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当業務
②事務の概要	本事業は児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある児童を養育する者に当該手当を支給するための事務である。事務の流れは認定請求の受理、認定もしくは却下、毎年度の現況届けを受け付けるもの。番号法において、児童扶養手当の支給・返還決定に係る所得等の調査に個人番号を用いる。また、ぴったりサービスを使い、電子申請ができるものもある。
③システムの名称	1 児童扶養手当システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー) 4 マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)
2. 特定個人情報ファイル名	
1 受給者情報ファイル 2 児童情報ファイル 3 受給者所得情報ファイル 4 配偶者義務者所得情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第1の37の項 主務省令①第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法別表第2の57の項 主務省令②第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部生活支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部庶務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部生活支援課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2338

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年11月30日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年11月30日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	「…認定もしくは却下、毎年度の毎年度の現況届を…」	「…認定もしくは却下、毎年度の現況届を…」	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	伊津 芳彦	藤田 正	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	藤田 正	課長	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	IV リスク対策		新様式への変更に伴うリスク対策の記載	事後	重要な変更にあたらない項目
令和2年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和2年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年6月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年2月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年6月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年2月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	「条例」……………長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)	「条例」……………長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	I ①事務の名称	児童扶養手当支給関係事務	児童扶養手当業務	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	I ②事務の概要		(追加) また、ぴったリサービスを使い、電子申請ができ	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年6月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年6月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目